

資金繰り (無利子 無担保で借りる)

日本公庫 新型コロナ特別貸付

最近1か月の売上高が減少し、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方。特定の要件を満たせば、利下げ限度額まで、無担保、3年間実質無利子にて融資が受けられる。運転資金、設備資金に使える。

- 融資限度額:8,000万円 (国民生活事業) 6億円 (中小企業事業)
●利下げ限度額:6,000万円 (国民生活事業) 3億円 (中小企業事業)

【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

商工中金 新型コロナ特別貸付

最近1か月の売上高が減少し、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方。特定の要件を満たせば、利下げ限度額まで、無担保、3年間実質無利子にて融資。運転資金、設備資金に使える。

- 融資限度額: 6億円 ●利下げ限度額: 3億円

【窓口】商工組合中央金庫: 0120-542-711

日本公庫 マル経融資

商工会議所等の経営指導を受けた小規模事業者に対して無担保・無保証人で融資を行う制度。特定の要件を満たせば、別枠部分を3年間実質無利子にて融資。運転資金、設備資金に使える。

- 融資限度額: 通常2,000万円、別枠1,000万円

【窓口】日本政策金融公庫高知支店 (国民生活事業) 088-822-3191

【新設】伴走支援型特別保証制度

要件を満たした中小企業者等が金融機関による継続的な伴走支援を受けられること等を条件に信用保証料 (0.85%⇒0.2%) が優遇される制度。

- 保証上限額: 4,000万円 ●保証期間: 10年以内
●保証料率: 0.2% ●金利: 金融機関所定

【窓口】・お取引のある、または、お近くの金融機関
・中小企業金融相談窓口 (経済産業省) 0570-783-183

信用保証制度、セーフティネット保証・危機関連保証

信用保証は中小企業者が民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会の保証を付け、資金繰りを支援する制度。

- 一般保証: 最大2.8億円、借入債務の80%を保証
●セーフティネット保証: 4号+5号で一般保証と別に最大2.8億円
4号: 全都道府県で借入債務の100%を保証
5号: 全業種で借入債務の80%を保証
●危機関連保証: 一般保証、セーフティネット保証と別に最大2.8億円
借入債務の100%を保証

【窓口】高知県信用保証協会: 088-821-2603

給付金・補助金 (もらえる)

【更新】中小企業等事業再構築促進補助金

新分野転換や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編等を目指す企業・団体等を支援。

- ≪通常枠≫(中小企業)●補助上限額: 6,000万円 補助率: 2/3
(中堅企業)●補助上限額: 8,000万円 補助率: 1/2

≪卒業枠,グローバルV字回復枠≫●補助上限額: 1億円 補助率: 2/3,1/2
【窓口】事業再構築補助金事務局コールセンター: 0570-012-088

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等が行う革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援。

- 補助上限額: 原則1,000万円 (補助率等による)
【窓口】ものづくり補助金事務局: 050-8880-4053

持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

- ≪一般型≫ ●補助上限額: 50万円 補助率: 2/3

【窓口】全国商工会連合会: 03-6670-2540

日本商工会議所: 03-6447-2389

- ≪低感染リスク型ビジネス枠≫●補助上限額: 100万円 補助率: 3/4

【窓口】独立行政法人中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室コールセンター: 03-6837-5929

IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援。

- 補助金の上限額・下限額: 30~450万円 (類型等による)

【窓口】IT導入支援事業コールセンター: 0570-666-424

一時支援金

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等の影響により、売上が50%以上減少した事業者を支援。

- 給付上限額: 中小法人等60万円、個人事業者等30万円

【窓口】一時支援金事務局 申請者専用:0120-211-240

経営相談窓口 (無料で相談できる)

【経営改善全般・既存借入の特例リスケジュール】

高知県中小企業再生支援協議会 088-802-1520

【創業・経営等全般】高知県産業振興センター 088-845-6600

高知県よろず支援拠点 088-846-0175

【事業承継】高知県事業承継・引継ぎ支援センター 088-802-6002

労働者の休業等 (もらえる)

雇用調整助成金の特例措置 (事業主向け)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度。

- 助成率:大企業、中小企業とも要件を満たす場合最大10/10
●支給上限額:1人1日あたり15,000円

(令和3年4月30日まで)

【窓口】問い合わせ・申請は管轄のハローワーク

ハローワーク高知:088-878-5328 ハローワーク須崎:0889-42-2566

ハローワーク四万十:0880-34-1155 ハローワーク安芸:0887-34-2111

高知労働局職業対策課:088-885-6052

厚生労働省コールセンター: 0120-60-3999

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金 (労働者向け)

令和2年4月1日から令和3年4月までの間に事業主の指示を受けて休業 (休業手当の支払なし) した中小企業の労働者に対して、当該労働者の申請により支給される給付金。

令和3年1月からの緊急事態宣言再発令の影響を受ける大企業に勤務の一定の非正規雇用労働者についても対象に追加。

- 支給上限額: 1日あたり11,000円×休業実績 (日数)

【窓口】休業支援金・給付金コールセンター: 0120-221-276

社会保険、国税の特例取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険

条例等の定めるところにより、市町村及び国保組合等の判断で保険料の減免や徴収猶予が可能。

【窓口】お住まいの市区町村の担当課

国民年金・厚生年金保険

<国民年金> 収入の減少により一定の要件を満たす場合、個人向けの免除・納付猶予制度あり。

<厚生年金> 事業収入の減少等の一定の要件を満たす場合、事業者向けの納付猶予 (1年間) 制度あり。

【窓口】お近くの年金事務所

国税

一定要件を満たす場合、納税の猶予 (1年間) 制度あり。

【窓口】高松国税局猶予相談センター: 0120-948-507
お近くの税務署

【新型コロナに関する相談ダイヤル】

金融庁:0120-156811 四国財務局 高知財務事務所:088-822-4323 四国経済産業局 中小企業課:087-811-8529